県庁舎等再整備基本計画検討委員会の公開等に関する要領

- 1 この要領は、県庁舎等再整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)が行 う会議の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を 公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる 情報について審議等を行う場合
 - (2) その他、専門部会の会議等、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営 に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

傍聴に関する遵守事項等は別に定める。

4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記2で公開しない会議に ついては、公表しないことができる。

公表の方法は、会議録及び会議資料を兵庫県のホームページに掲載することなどに より行う。

5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

「県庁舎等再整備基本計画検討委員会の公開等に関する要領」の運用について

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 県庁舎等再整備基本計画検討委員会の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書(様式1)に所要事項を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付終了する。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局員の指示に従い、会議開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食等はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、写真撮影等許可願(様式2)により申し出、会議が認めた場合はこの限りでない。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

4 報道関係者の取扱い

報道関係者の傍聴については、別途、委員長と相談の上、事務局において対応する ものとする。

5 会議の非公開の決定

「県庁舎等再整備基本計画検討委員会の公開等に関する要領」2の規定に基づき、 会議を非公開とすることが適当と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するもの とする。